証券コード　6092
平成30年６月７日

株　主　各　位

東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月22日（金曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第19期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

４．その他本招集ご通知に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://enbio-holdings.com/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①．事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」

②．連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」

③．計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://enbio-holdings.com/ir）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などから、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産市況は、ここ数年は土地取引件数において安定的に推移しております。住宅建設は横ばいからやや弱含みに推移しているものの建設市場においては、公共投資が底堅い動きとなっております。反面、建設技能者の不足による労務費の上昇や資機材価格の高騰など一部懸念材料を抱えた状況で推移してまいりました。

持分法適用会社を展開する中国では、土壌汚染対策行動計画（土十条）の公表以来、土壌汚染の法整備に向けた動きが進んでおります。景気は各種政策効果もあり、持ち直しの動きが見られますが、不動産価格や過剰債務問題を含む金融市場の動向によっては下振れのリスクがあります。

このような背景のもと、土壌汚染対策事業を中心にグループの総合力を活かして、ブラウンフィールド活用事業や自然エネルギー事業を積極的に展開いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,388,048千円（前連結会計年度比56.8％増）を計上し、売上原価・販売費及び一般管理費の合計は7,601,003千円（同74.4％増）の計上となり、経常利益668,867千円（同555.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は403,951千円（同1,557.7％増）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

(土壌汚染対策事業)

原位置浄化から掘削除去までのフルラインアップ化による提案力の強化、大手不動産会社との地歴調査の包括契約による情報収集力の強化、新規の原位置浄化技術である原位置熱脱着を核とした技術提案力の強化、保険を裏付けとして工事金額を保証するサービスの導入等により新規顧客開拓と新たな需要開拓に注力いたしました。また、建設汚泥の中間処理施設の営業を開始いたしました。本事業が収益に貢献するのは平成31年３月期からとなります。売上高、利益とも過去最高を記録いたしました。しかしながら、営業経費が増加したことに加えて先行的に原位置熱脱着の実用化費用がかかったこと、売上拡大の過程で掘削除去や汚染土壌収集運搬の比率が高まり原価率が悪化したことにより利益は期初計画値には届きませんでした。

中国については、土壌汚染対策行動計画（土十条）の影響で営業情報は増えており、日系企業からの問い合わせも増えてきました。調査工事の受注件数は増加傾向にありますが、浄化工事の受注には至らず持分法投資損益として1,508千円の損失を計上しました。

この結果、売上高は5,816,565千円（前連結会計年度比38.1%増）を計上し、セグメント利益は143,109千円（同20.7%増）となりました。

(ブラウンフィールド活用事業)

大手仲介業者、地主の資産を管理している地場業者等を優先した仕入活動を行った結果、グループの研究開発拠点として購入した不動産を含む12物件を仕入れることができました。販売に関しては、浄化等が完了した９物件の販売を行いました。この中には販売予定を前倒した物件や収益性の高い物件が含まれ、売上・利益ともに前期より大幅に増加しました。

また、本事業を拡大するべく、規模の大きな土壌汚染地の買取・浄化・再販を目的とした株式会社土地再生不動産投資を株式会社シーアールイーと合弁（当社出資比率60%）で設立し、営業活動を開始しました。

この結果、売上高は1,932,206千円（前連結会計年度比146.6%増）を計上し、セグメント利益は434,125千円（同803.2%増）となりました。

(自然エネルギー事業)

新たに千葉県野田市（８か所）、埼玉県久喜市（２か所）で新規に稼働しました。また長野県茅野市、長野県伊那市で稼働中のセカンダリー発電所を取得し、当連結会計年度末日現在、太陽光発電所は24か所、総発電容量17,611.78kWが稼働しております。建設中の発電所（石川県羽咋郡）合計総発電容量13,893kWが今後随時稼働する予定です。建設中の石川県羽咋郡の発電所は、平成31年３月期の完成を予定しております。

また、バイオマスパワーテクノロジーズ株式会社（出資比率：10.2%）が運営する松阪木質バイオマス発電所が平成30年１月商業運転を開始しております。

この結果、売上高は639,275千円（前連結会計年度比81.0%増）を計上し、セグメント利益は136,397千円（同56.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,649,261千円で、その主なものは、土壌汚染対策事業の浄化プラント及び設備等にかかる投資360,920千円及び太陽光発電所の建設にかかる投資4,101,658千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、第11回新株予約権の行使等により1,643,913千円の資金調達を行いました。また、金融機関より長期借入金として6,021,810千円を調達し、1,486,804千円を返済いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成27年３月期)	第 17 期 (平成28年３月期)	第 18 期 (平成29年３月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高(千円)	1,979,456	2,732,270	5,347,892	8,388,048
経常利益(千円)	47,405	248,900	102,047	668,867
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	12,095	142,719	24,368	403,951
１株当たり当期純利益 (円)	2.93	30.09	4.48	70.62
総資産(千円)	3,719,886	6,992,648	12,281,927	19,088,269
純資産(千円)	1,438,098	2,554,517	2,607,385	4,507,638
１株当たり純資産額 (円)	346.60	470.90	450.34	699.34

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の関連する財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ｱｲ・ｴｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ	40,000	100	土壌汚染対策事業
ＹＡＭＡテック株式会社	80,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社ﾗﾝﾄﾞｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ	5,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社関東ﾐｷｼﾝｸﾞｺﾝｸﾘｰﾄ	3,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
ソーラー年金株式会社	6,660	100	自然エネルギー事業
太陽光パーク２合同会社	10	100	自然エネルギー事業
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	95	自然エネルギー事業
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	95	自然エネルギー事業
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	250,000	49	土壌汚染対策事業

(注)１．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

２．平成28年９月30日付にて、当社がソーラー年金株式会社の出資持分70.0％を取得し、平成28年12月５日付で15.0％追加取得し、平成29年５月23日付で15.0％追加取得し完全子会社となっております。

３．平成28年１月18日付にて、当社がYAMAテック株式会社の出資持分45.5％を取得し、平成29年４月１日付で54.5％を追加取得し完全子会社となっております。

４．営業開始により重要性が増したことから、株式会社関東ミキシングコンクリートを連結子会社としました。

５．当社連結子会社である株式会社アイ・エス・ソリューションと、同じく当社連結子会社である株式会社ランドコンシェルジュ及び当社連結子会社であるYAMAテック株式会社は平成30年４月１日を効力発生日として、株式会社アイ･エス･ソリューションを存続会社とする吸収合併を行い、株式会社エンバイオ・エンジニアリングへ商号変更を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界は、国内では専業の土壌汚染対策業者に加えて、建設・土木業者やエンジニアリング会社、地質調査・コンサル業者、計量証明機関など幅広い業界から多数の企業が参入しております。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

当社グループでは土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらに付随するサービスや商品等を包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えるとともに以下のような課題に取り組み、他社との差別化をより一層図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① グループの相乗効果の最大化

当社グループは、平成22年以来、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買取・浄化・再販事業で数多くの実績を蓄積してまいりました。これらの実績と蓄積したノウハウを活かすとともに、土壌汚染対策事業との相乗効果の最大化を目指して、中規模から大規模土壌汚染地の買取・浄化・再販事業への展開を図るために株式会社土地再生不動産投資を設立し、土地購入費用の資金調達も行いました。本事業を軌道に載せ、当社グループの特徴である土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 新技術導入による競争力強化

平成15年の土壌汚染対策法の施行以来、多くの企業の参入と様々な土壌浄化技術の実用化が進みました。その結果、多くの土壌汚染地で浄化対策が実施されましたが、その反面、現行の土壌浄化技術では対応できない難しい汚染現場については、相当数が手つかずのまま放置されております。新技術を確保・実用化することによってこのような汚染現場に対応できるようにすることが他社との差別化をより一層図るとともに、事業拡大を実現するための鍵と認識しております。

平成28年３月に実施権を取得した原位置熱処理技術については現場施工を通した技術確立を急いでおります。また、平成29年４月に新たに特定有害物質に指定されたクロロエチレンを効率的に分解する新規微生物の商業利用許諾と関連特許権を取得いたしましたので、現場実証試験と国の利用指針への適合確認申請を通した実用化に取り組みます。

③　原価率の低減

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し売上高を順調に伸ばしましたが、掘削除去や汚染土壌収集運搬業務の売上構成比に占める割合が高くなった結果、原価率が上昇いたしました。土壌汚染対策事業３社を統合してスタートさせた株式会社エンバイオ・エンジニアリングでは、業容拡大を図りながら経営の効率化と原価率の低減を優先課題として取みます。

④　サービス拡充による競争力強化

土壌汚染現場では、汚染土壌に加えて建設工事から発生する汚染汚泥の適正処理に関する要望があります。こうした要望に応える事業として100％子会社の株式会社関東ミキシングコンクリートにおいて産業廃棄物の中間処理施設を建設し、汚泥の中間処理事業を開始いたしました。本事業を新たな収益源として軌道に載せるとともに顧客との関係強化を図り、グループの競争力強化に努めてまいります。

⑤　海外市場展開の強化

中長期的な成長エンジンとして、これから土壌汚染対策に関する需要が顕在化する中国をはじめとしたアジア諸国の市場への展開が重要であると考えております。

中国においては、近年法制化の整備が加速したことにより、土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。これまでは中国に設立した合弁会社を通じてのモデルプロジェクトへの参画、調査や浄化工事の実案件による実績づくり、展示会・学会等での情報発信・情報収集、日系企業向けの啓発活動などに取り組み、当社の強みを活かせる顧客ニーズの収集分析に努めてまいりました。これらの経験を踏まえて新たに設立した100％現地子会社を通した日系企業向けのサービスと中国企業向けの技術輸出による事業拡大に努めてまいります。

タイにおいては、工業団地の地下水汚染を対象とした規制が施行され、地下水汚染調査、浄化対策のニーズが急速に高まってまいりました。現地事務所を開設し、先行的な機器や資材の輸出販売と並行して、顧客並びに協力事業者からの情報収集を強化いたしました。土壌汚染対策事業のノウハウを活用したコンサルティングと設備や薬剤販売を組み合わせた収益モデルの検討を進めてまいります。

⑥　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しております。新卒採用予定者の人数を増やし、採用活動に力を注ぐ一方、高い専門性を有する人材、中国をはじめとするアジア諸国で活躍できる人材及び管理職者の獲得には幅広いルートを活用するとともに、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などを通して社内人材の育成に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングを行う事業及び、原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	再生可能エネルギーを利用した売電事業

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社及び関連会社

株式会社アイ・エス・ソリューション	本社（東京都千代田区） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所（沖縄県那覇市）
ＹＡＭＡテック株式会社	本社（千葉県千葉市） 東京支店（東京都千代田区） 大阪支店（大阪府大阪市）
株式会社ラントﾞコンシェルジﾞュ	本社（東京都千代田区） ｴﾝﾊﾞｲｵTOKYO R&Dｾﾝﾀｰ（埼玉県川越市）
株式会社関東ミキシングﾞコンクリート	本社（千葉県千葉市） 処理施設（千葉県白井市）
株式会社エンハﾞイオ・リアルエステート	本社（東京都千代田区）
ソーラー年金株式会社	本社（東京都千代田区）
太陽光ハﾟーク２合同会社	本社（東京都千代田区）
ウﾞｪカﾞ・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
アルタイル・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	本社（中国南京市）

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	74	7名増
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	2	1名減
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	1	－
全社（共通）	6	1名減
合計	83	5名増

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名減	38.57歳	3.29年

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	5,908,916
株式会社りそな銀行	1,940,164
株式会社三井住友銀行	1,810,354

（注） １．株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

２．株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。

組成金額 3,900,000千円

借入実行額 3,880,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,140,000株
② 発行済株式の総数　6,438,700株(自己株式68株を含む)
③ 株主数　4,541名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社シーアールイー	1,200,000	18.64
西村実	571,500	8.88
中村賀一	396,000	6.15
株式会社ＳＢＩ証券	224,800	3.49
平田幸一郎	200,000	3.11
境治美	100,000	1.55
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフアイーエイシー（常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	97,600	1.52
中間哲志	75,000	1.16
大和証券株式会社	71,200	1.11
ノムラ インターナショナル ピーエルシーアカント ジヤパン フロウ（常任代理人野村證券株式会社）	68,800	1.07

(2) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が981,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ833,976千円増加しております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		平成23年６月23日
新株予約権の数		1,495個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　149,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　20,000円 （１株当たり　200円）
権利行使期間		平成25年６月30日から 平成33年６月22日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,050個 目的となる株式数　105,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）１．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

ア．新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。

イ．新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

ウ．その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．当社は、平成25年８月21日付で、株式１株につき100株の割合で、株式分割を行っております。従いまして、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第10回新株予約権
発行決議日		平成28年７月１日
新株予約権の数		860個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　86,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		846円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　84,600円 （１株当たり　846円）
権利行使期間		平成29年７月１日から 平成33年６月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　300個 目的となる株式数　30,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　5,000個 保有者数　2名
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）新株予約権の行使の条件

１．　新株予約権者は、平成29年３月期から平成31年３月期のいずれかの期における連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益が次の各号に掲げる条件の双方またはいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号ごとに掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益については、当社有価証券報告書記載の連結損益計算書における当該期にかかる連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益（当該期において連結損益計算書を作成しない場合は、当該期にかかる損益計算書における売上高及び当期純利益とする。以下同様とする。）とし、当該条件を最初に充足した期の有価証券報告書提出日の翌月１日から本新株予約権を行使することができる。

(a)いずれかの期における連結売上高が85億円以上の場合
　各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50％

(b)いずれかの期における親会社株主に帰属する当期純利益が5億円以上の場合
　各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50％

適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2．　本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

3．　本新株予約権者の相続人による権利行使は認めない。

4．　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成29年11月20日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月６日に行使価額修正条項付き第11回新株予約権（第三者割当て）を発行し、同日付で当該新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了し、割当てを行いました。また、平成30年１月15日に当該新株予約権の行使が全て完了しました。

行使価額修正条項付き第11回新株予約権（第三者割当て）の内容は、以下のとおりです。

	第11回新株予約権
新株予約権の数	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 900,000株(新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額	総額 7,290,000円（本新株予約権１個当たり金 810円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び修正条件	当初行使価額１株につき 1,698円 行使価額は、平成29年12月７日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切捨て）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
権利行使期間	平成29年12月７日から平成31年12月６日まで
新株予約権の行使により株式の発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	１．資本金増加額 825,601千円 ２．資本準備金増加額 825,601千円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	みずほ証券株式会社

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村　実	経営全般 ㈱アイ・エス・ソリューション 代表取締役
取締役	中村賀一	最高財務責任者 ブラウンフィールド活用事業担当 自然エネルギー事業担当
取締役	阿部太一	土壌汚染対策事業担当 YAMAテック㈱ 代表取締役
取締役	湊　初枝	日本シーガテック㈱ 代表取締役社長
取締役	亀山忠秀	㈱シーアールイー 代表取締役
常勤監査役	行川一郎	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所 パートナー
監査役	平田幸一郎	平田公認会計士事務所 所長

（注）１．取締役湊初枝氏、亀山忠秀氏は、社外取締役であります。
２．監査役行川一郎氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役行川一郎氏及び監査役星野隆宏氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	4 (1)	68,040 (900)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	6,240 (6,240)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	74,280 (7,140)

（注）１．上記の取締役の報酬等の額には、当子会社からの役員報酬も含めております。また、無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。
２．取締役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、200百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役と各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役湊初枝氏は、日本シーガテック株式会社の代表取締役社長であります。当社と日本シーガテック株式会社との間には原位置熱脱着技術の実施権契約を締結しております。
・社外取締役亀山忠秀氏は、株式会社シーアールイーの代表取締役であります。当社と株式会社シーアールイーとの間には特別の関係はありません。
・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役平田幸一郎氏は、平田公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　湊　初枝	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に環境ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、環境ビジネスにおける高い見識と豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
取締役　亀山忠秀	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に不動産ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、不動産ビジネスにおける高い見識と豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役　行川一郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　星野隆宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　平田幸一郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,900
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,900

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,577,335**	**流動負債**	**4,321,914**
現金及び預金	3,515,355	買掛金	934,548
受取手形及び売掛金	1,719,492	未払金及び未払費用	77,729
たな卸資産	1,938,246	短期借入金	1,827,200
繰延税金資産	70,197	１年内返済予定の長期借入金	618,343
その他	344,550	未払法人税等	224,100
貸倒引当金	△10,505	完成工事補償引当金	75,000
固定資産	**11,485,283**	その他	564,993
有形固定資産	**9,642,399**	**固定負債**	**10,258,716**
建物及び構築物	667,191	社債	316,500
機械装置及び運搬具	4,816,223	長期借入金	9,403,154
土地	650,086	資産除去債務	160,010
建設仮勘定	3,506,234	デリバティブ債務	183,297
その他	2,663	その他	195,754
無形固定資産	**834,669**	**負債合計**	**14,580,631**
のれん	316,509	（純資産の部）	
その他	518,159	**株主資本**	**4,623,830**
投資その他の資産	**1,008,215**	**資本金**	**1,756,434**
投資有価証券	187,324	**資本剰余金**	**1,832,017**
敷金及び保証金	58,687	**利益剰余金**	**1,035,445**
長期前払費用	673,445	**自己株式**	**△66**
その他	88,758	**その他の包括利益累計額**	**△121,021**
繰延資産	**25,649**	その他有価証券評価差額金	1,995
		繰延ヘッジ損益	△137,582
		為替換算調整勘定	14,566
		新株予約権	**828**
		非支配株主持分	**4,000**
資産合計	**19,088,269**	**純資産合計**	**4,507,638**
		負債純資産合計	**19,088,269**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,388,048**
売上原価		**6,497,007**
売上総利益		**1,891,040**
販売費及び一般管理費		**1,103,995**
営業利益		**787,044**
営業外収益		
受取利息及び配当金	478	
預り保証金精算益	18,888	
保険解約返戻金	36,451	
その他	8,781	64,600
営業外費用		
支払利息	131,665	
持分法による投資損失	1,508	
支払手数料	17,509	
株式交付費	15,069	
その他	17,024	182,778
経常利益		**668,867**
特別利益		
新株予約権戻入益	77	77
特別損失		
固定資産除却損	309	
減損損失	17,005	17,315
税金等調整前当期純利益		**651,628**
法人税、住民税及び事業税	269,446	
法人税等調整額	△24,301	245,144
当期純利益		**406,483**
非支配株主に帰属する当期純利益		2,532
親会社株主に帰属する当期純利益		**403,951**

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,488,329**	**流動負債**	**947,025**
現金及び預金	2,310,011	短期借入金	620,000
売掛金	29,124	１年内返済予定の長期借入金	167,772
短期貸付金	806,000	未払金	10,846
未収入金	163,588	未払費用	4,347
前払費用	89,767	預り金	3,738
繰延税金資産	3,581	未払法人税等	140,320
その他	86,255	**固定負債**	**5,383,456**
固定資産	**6,494,608**	長期借入金	5,171,343
		資産除去債務	37,430
有形固定資産	**1,290,689**	デリバティブ債務	174,681
機械及び装置	1,267,506	**負債合計**	**6,330,481**
その他	23,183	（純資産の部）	
無形固定資産	**1,880**	**株主資本**	**3,783,232**
ソフトウエア	1,795	**資本金**	**1,756,434**
その他	85	**資本剰余金**	**1,828,580**
投資その他の資産	**5,202,038**	資本準備金	1,666,434
投資有価証券	30,000	その他資本剰余金	162,146
関係会社株式	452,005	**利益剰余金**	**198,284**
その他の関係会社有価証券	449,284	その他利益剰余金	198,284
		繰越利益剰余金	198,284
長期貸付金	3,880,776	**自己株式**	**△66**
長期前払費用	249,810	**評価・換算差額等**	**△131,605**
敷金及び保証金	26,561	繰延ヘッジ損益	△131,605
繰延税金資産	41,972	**新株予約権**	**828**
その他	71,627	**純資産合計**	**3,652,455**
資産合計	**9,982,937**	**負債純資産合計**	**9,982,937**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**402,530**
営業費用		**338,822**
営業利益		**63,708**
営業外収益		
受取利息	42,363	
その他	979	43,342
営業外費用		
支払利息	43,932	
株式交付費	15,069	
支払手数料	8,155	
その他	0	67,157
経常利益		**39,892**
特別利益		
新株予約権戻入益	77	77
税引前当期純利益		**39,969**
法人税、住民税及び事業税	△9,846	
法人税等調整額	△105	△9,952
当期純利益		**49,922**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年４月１日から平成３０年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　行川　一郎　㊞

社外監査役　星野　隆宏　㊞

社外監査役　平田　幸一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

当社の業容の拡大と事業の多角化に伴う活動範囲の明確化を図るため、現行定款第２条に定める目的につきまして追加を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条(条文省略)	第１条(現行どおり)
(目的)	(目的)
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理	１．次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理
(1)～(3)　(条文省略)	(1)～(3)　(現行どおり)
(新設)	(4) 産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業
(4) 前各号に関する機械器具の輸入及び販売	(5) 前各号に関する機械器具の輸出入及び販売
(5)～(32)　(条文省略)	(6)～(33)　(現行どおり)
２．～３．(条文省略)	２．～３．(現行どおり)
第３条～第40条（条文省略）	第３条～第40条（現行どおり）

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠の監査役として１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
村岡元司（むらおかもとし） （昭和39年１月１日）	昭和63年４月　丸紅株式会社入社 平成３年１月　株式会社日本総合研究所入社 平成12年６月　株式会社NTTデータ経営研究所入社　社会基盤事業本部本部長・パートナー（現任） 平成18年８月　株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役 平成22年６月　当社取締役	45,000株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者が所有する当社株式数は、平成30年３月31日最終の株主名簿の記載によります。

３．村岡元司氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855



交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分